

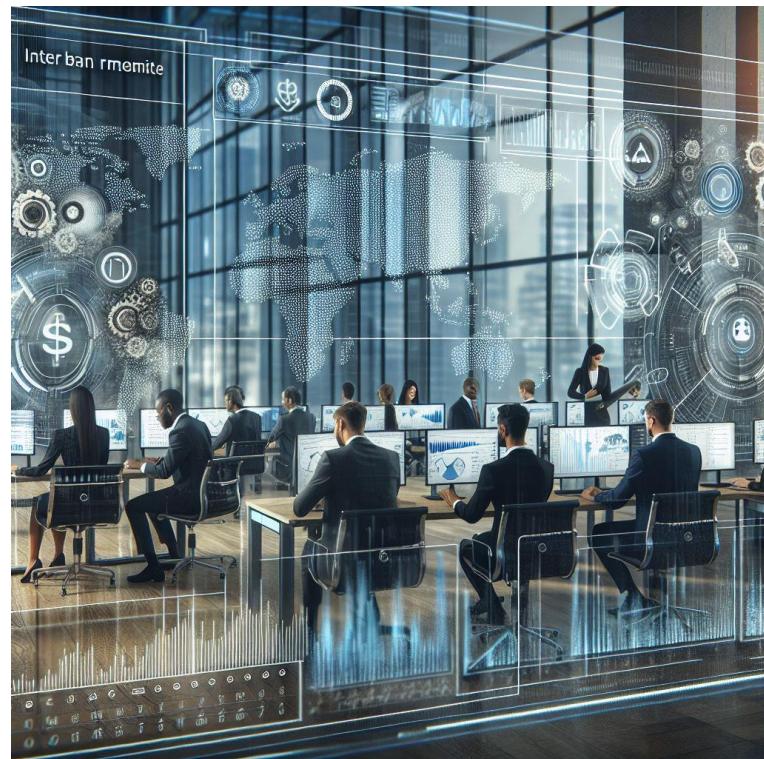
VIII. 貿易決済について（決済条件編）

双日株式会社
財務第一部 外国為替課、外国送金・出納課

- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

- 貿易等の取引において、外国との間で資金の受け払いを行うこと。
- 企業間の貿易決済では現金輸送ではなく、**金融機関を経由して決済を行う**。



- 貿易決済の種類は以下の通り、大きく3つに分けられる。

送金

- **電信送金 (Telegraphic Transfer, T/T)**

※ 郵便送金 (Mail Transfer, M/T)、送金小切手 (Demand Draft) の2つは現在取り扱い無し

荷為替手形

- **信用状付き取引 [L/C (Letter of Credit) 取引]**

- **信用状無し取引**

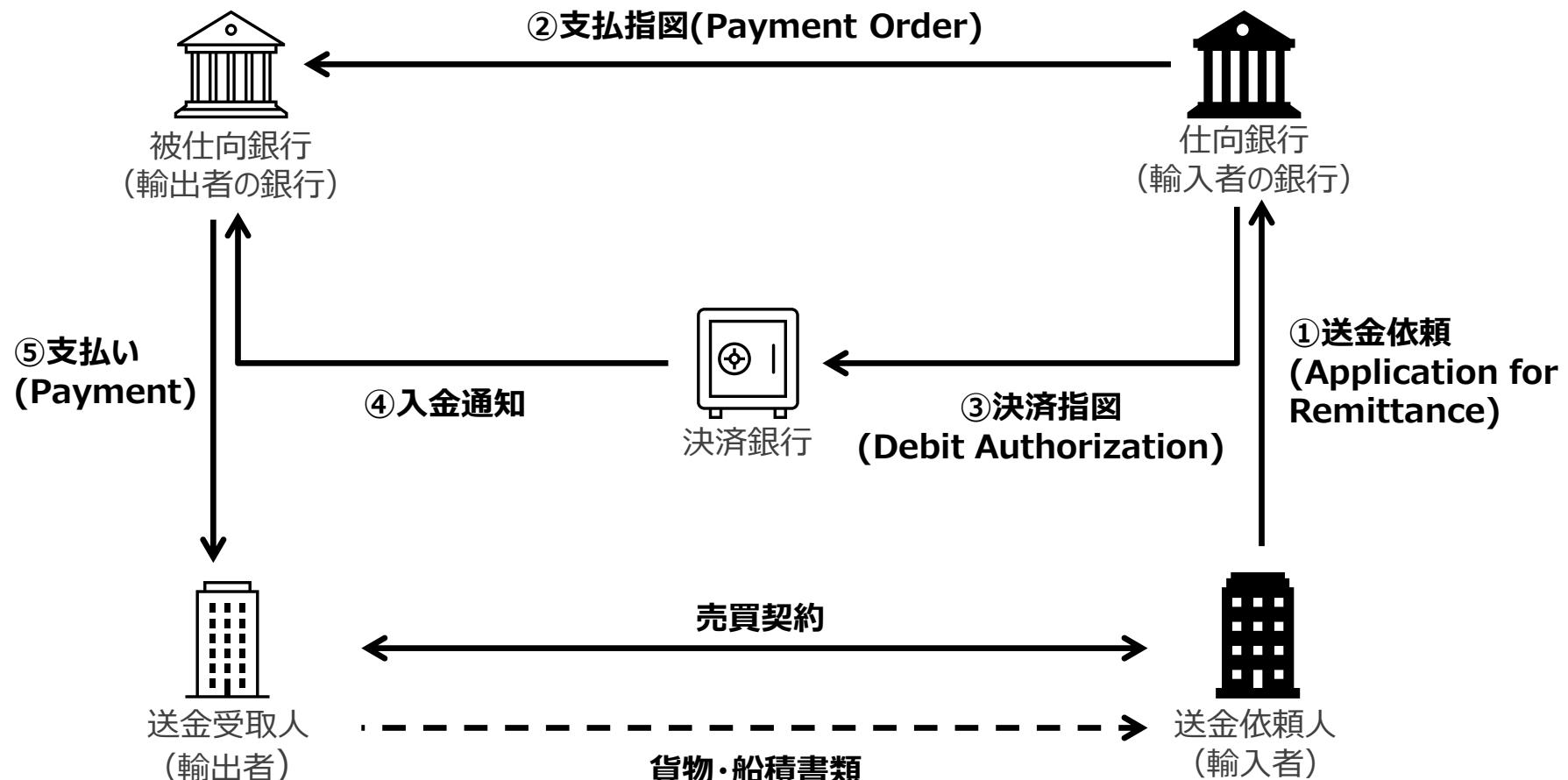
- DP (Document against Payment) : 支払書類渡し
- DA (Document against Acceptance) : 引受書類渡し

その他

- 交互計算 (ネットティング) 等

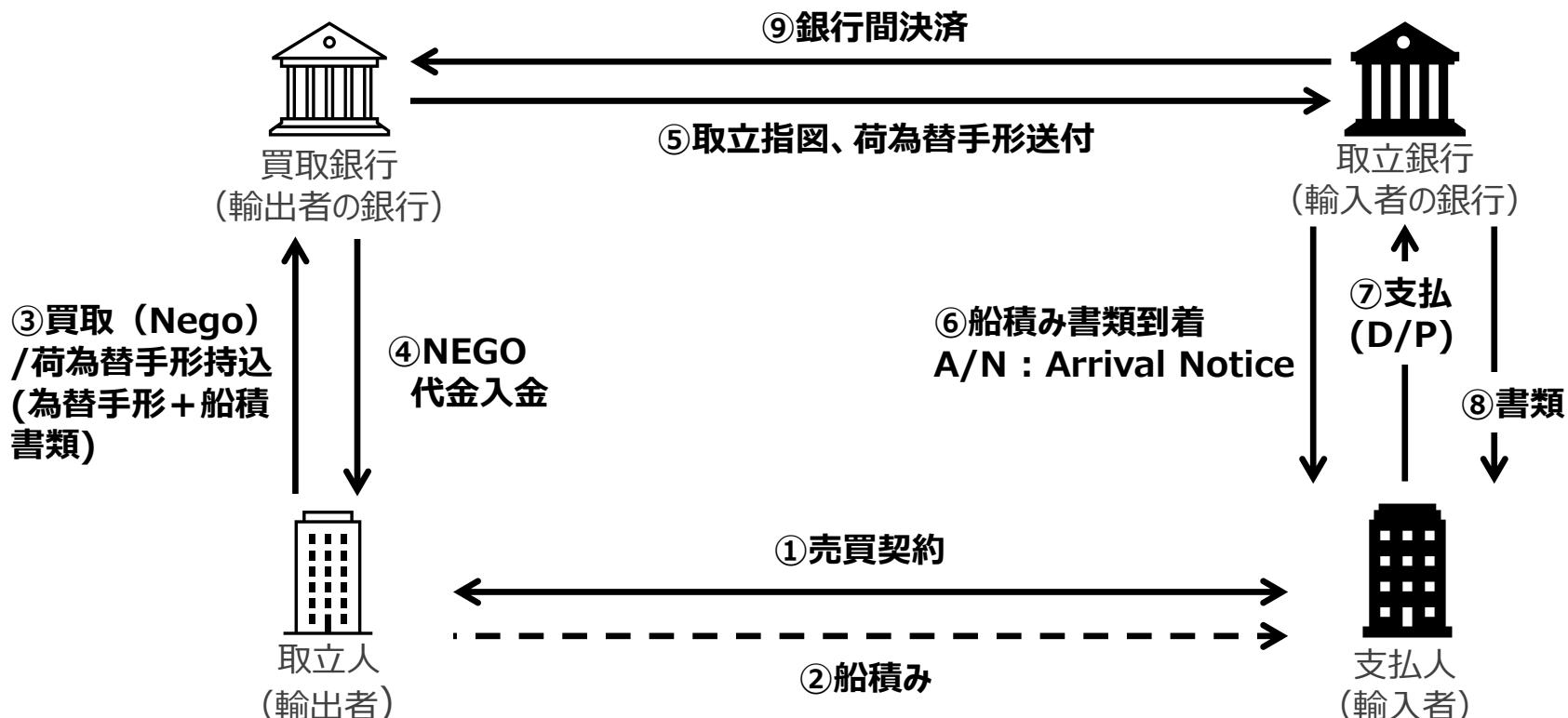
- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

- 送金決済とは貿易取引における代金を輸入者側が銀行経由で送金して決済する方法。

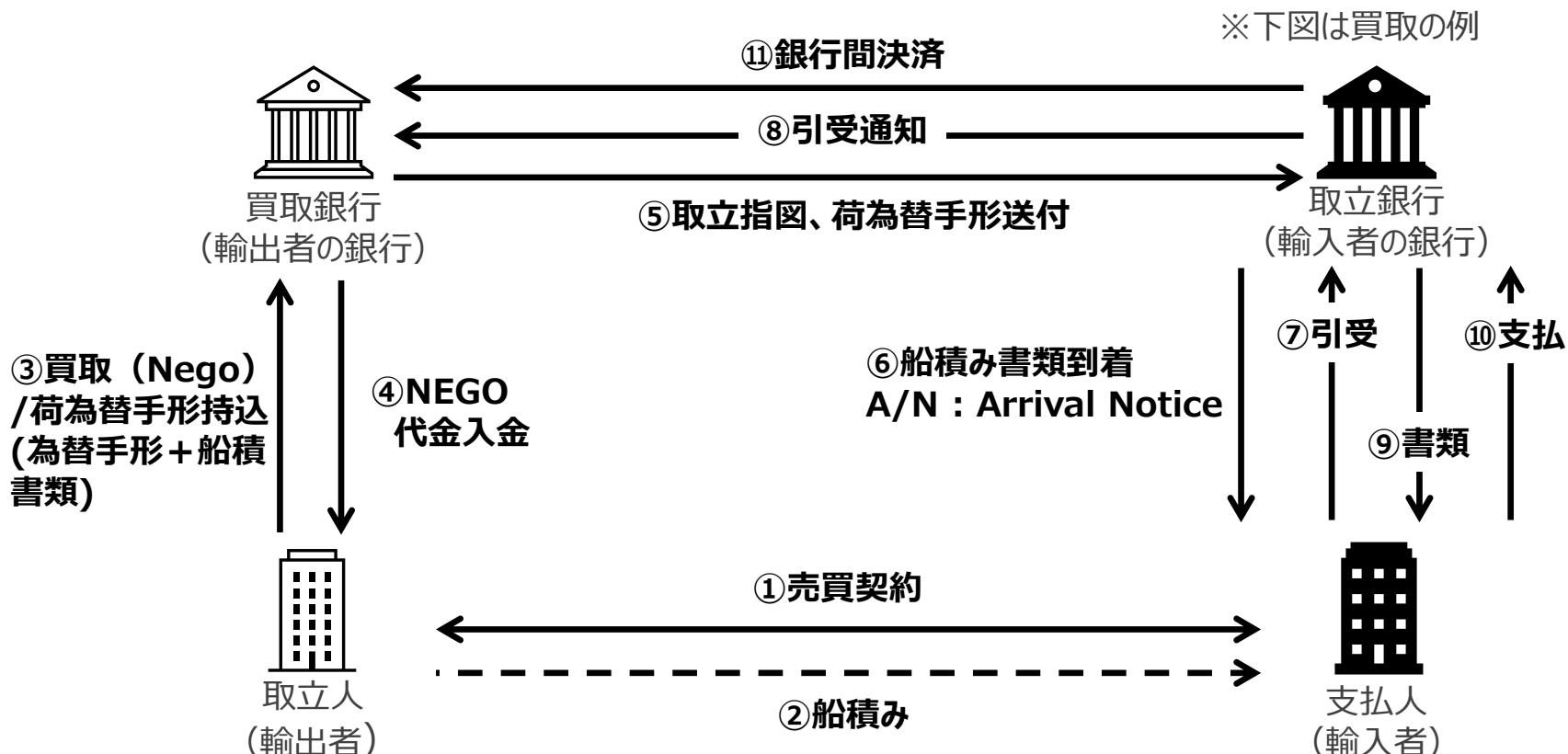


- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

- 代金受け取り人である輸出者側が、船積書類を添えた為替手形（荷為替手形）を振出し、銀行経由で取立／買取することで資金回収を行う方法。
- D/P手形：支払人が手形の支払と引き換えに船積書類を渡す条件。L/Cが無い一覧払（At sight）手形は、D/P条件の手形。 ※下図は買取の例



- 代金受け取り人である輸出者側が、船積書類を添えた為替手形（荷為替手形）を振出し、銀行経由で取立／買取することで資金回収を行う方法。
- D/A手形：輸入者が手形金額の支払いを期日に行う事を約束（手形を引受）した後に、輸入者側銀行が輸入者に船積書類を引き渡す条件。



- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

- L/C取引とは、荷為替手形に信用状発行銀行による貿易取引代金の支払いを確約した信用状(Letter of Credit)を付した決済手段。銀行が支払確認をするため、輸出者の代金回収リスクを軽減できる。
- メリットは以下の通り。

L/C取引のメリット

①

- **輸出者の代金回収リスク回避**

輸入者が代金を支払えなくてもL/Cに記載した条件通りの船積書類を呈示すれば、発行銀行が代金を支払ってくれる。

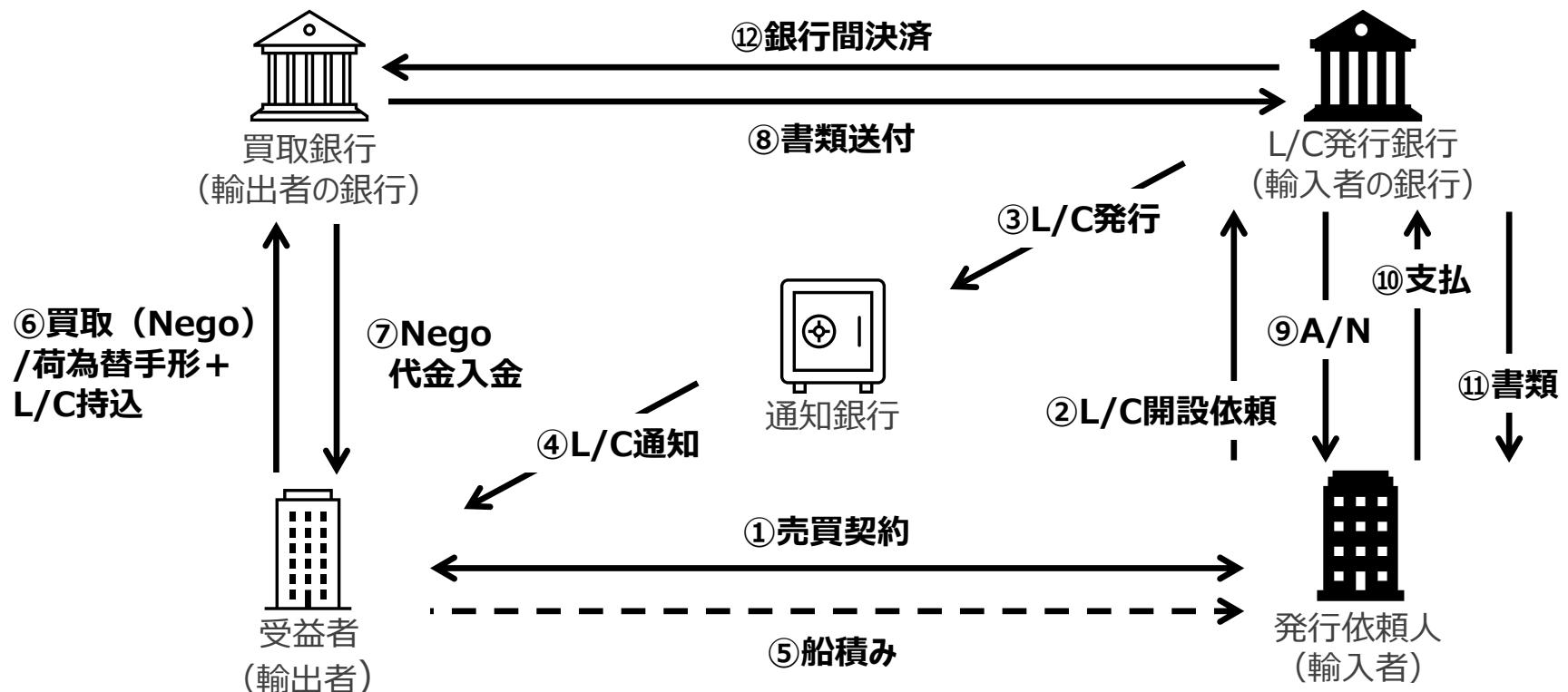
②

- **輸入者の商品入手リスク回避**

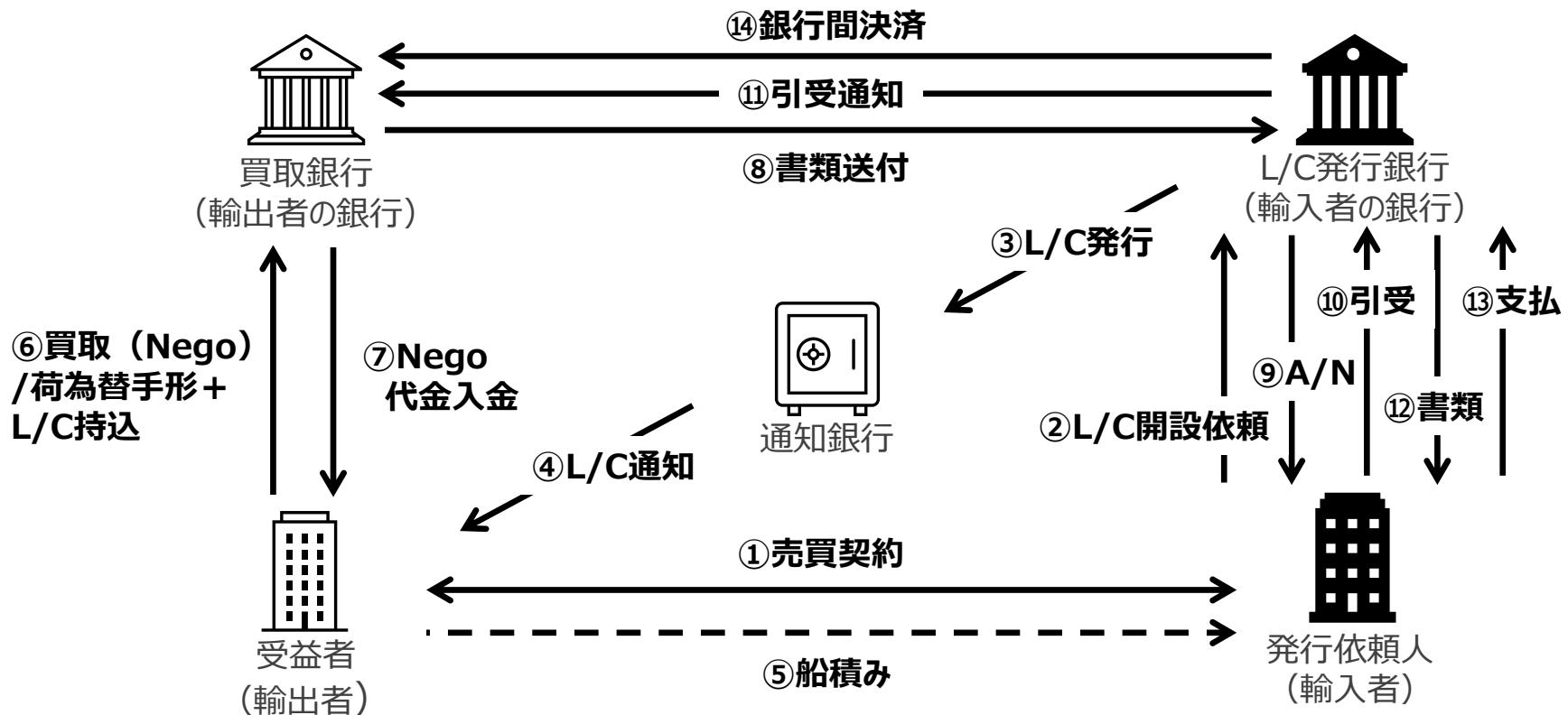
輸出者が確実に代金回収をする為にはL/C条件通りの船積書類を銀行に呈示する必要があるため、書類上、輸入者はL/C要求通りの商品を確実に受取れると言える。

- 代金一覧払手形（At sight手形） 決済とは、手形の支払人が手形を一覧したとき（At sight）に手形代金を支払うこと。
- 受益者を「Beneficiary」、発行依頼人を「Applicant」と呼ぶ。

※下図は買取の例



- 期限付手形(Usance手形)決済とは手形の支払人が手形を一覧してから、あるいはある確定日付から、一定期間その支払が猶予される手形のこと。
(例 : Usance 60 Days After B/L Date)
- また、引受とは将来の手形期日での支払いを約束すること。※下図は買取の例



- そもそもL/CとはL/C発行銀行が輸出者に対して、輸出者がL/C通りの船積書類をL/C発行銀行に呈示することを条件に、輸入者に代わって代金の支払を確約した保証状。
- L/C通りの書類を呈示できない、若しくはUCPやISBPの基本ルールに書類が合致しない場合、LC発行銀行からの支払確認が得られない。
この不一致をDiscrepancy（ディスクレ）と言う。

ディスクレ (信用状条件との不一致)

例えば、

- 期限を超過した船積 / 呈示期限の超過 / 手形振出金額の超過 / LC有効期限の超過 / 分割船積み禁止にも関わらず分割船積みの実施（船積書類とLC条件の不一致）
- 書類間の記載情報不一致 / 船荷証券のサイン漏れ
- UCPやISBP等基本ルールとの不一致、等

- ディスクレ時の対応策は①～③の3つ。
- L/C発行銀行からUnpaid通知を受領した場合、「反論（ディスクレ取下げ要請）」「Applicant Acceptance（輸入者がディスクレ引受）」で対応。

①ア mendment (Amendment)

- 輸入者に連絡し、L/Cの条件変更（ア mend）をしてもらう。
- L/Cの条件に誤りがあり、書類持込まで時間的な猶予がある場合一番好ましい手段。

②書類の訂正・差替

- 書類上に不備がある場合は、訂正/差替えを行ってクリーンな書類を呈示する。

③ケーブルネゴ (Cable Nego)

- ディスクレについてL/C発行銀行から承諾を得て、買取を行う方法。承諾が得られなければ支払い確約が外れる。
- 買取銀行に専用の依頼書を提出し、L/C発行銀行宛に電信での買取可否を照会する。事前に輸入者の了承を得ておくことが必要。

- 以下は支払保証が外れ、100%客先与信となる対応。

L/G Nego (Letter of Guarantee)

- ディスクレがあることをL/C発行銀行に表明するため、支払保証が外れてL/Cではなくなる。
- 「万一ディスクで不渡りになった場合は買い戻す」念書（LG）を買取銀行に差し入れて買取を依頼するもの。

● 確認信用状（Confirmed L/C）

L/C発行銀行の支払確約だけでは信用力が足りない場合、国際的に信用力の高い銀行にさらに支払確認を受けているL/C。

● 譲渡可能信用状（Transferable L/C）

- L/C金額全額or一部を、輸出者から第三者へ一回に限り譲渡を認めるL/C。当社が輸出者の場合、L/CをTRANSFERされる2ND BENEFICIARYの立場。
- 当社がクリーンネゴをTRANSFERRED BANKに対し行ったとしても、1ST BENE.がディスクレを起こした場合にMASTER L/Cの発行銀行からの支払保証を得られず回収できなくなるリスクあり。
- また、輸入において輸出者からの要求で当社が開設することが想定されるが、契約当事者以外が船積みを行うことについてその是非を慎重に検討する必要がある。

● 回転信用状（Revolving L/C）

L/C金額が手形支払 or 一定期間後、自動的に初期のL/C金額に戻るL/C。L/C上の商品名や条件が毎船積で全て一緒でなければならないため、Revolving L/Cではなく、都度L/Cを開設・アメンドして使用する方が一般的。

- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

● 貿易取引には大きく3つのリスクがある。

カントリーリスク

- 輸出先国の戦争、制裁等によって貨物を船積みできなくなったり、代金回収ができないリスク。
 - 日本貿易保険（NEXI）や民間保険会社の保険でリスクを軽減。

信用リスク

- 輸入者の代金不払いリスク、輸出者が条件通りの商品を船積みしないリスク。
 - 輸出L/C決済の場合は代金不払いリスクを軽減。
 - 輸入L/C決済の場合は輸出者がL/C条件に即した船積みを行うため、輸入者の貨物の受取リスクが軽減。

為替変動リスク

- 外国為替相場の変動によって損失が発生するリスク。
 - 為替予約を行うことでリスク回避。為替予約の使用日を買取では買取日、取立ては手形期日に設定することで交換レートをあらかじめFIX。

- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

■ 輸出金融

● フォーフェイティング(Forfaiting)

- 荷為替手形(L/C、D/A)を買戻請求権無し(Without Recourse)で銀行に手形を譲渡することで、代金回収リスクを回避。

■ 輸入金融

● 本邦ローン

- 本邦銀行が代金支払を立替払いすることで、支払猶予効果が得られるもの。本邦ローン取組時に定める満期日に本邦銀行に支払う。
- 実務上では、本邦ローンができるものは品代、Freight代のみ。

● 外銀ユーザンス

- 本邦以外の第三の銀行が手形を引き受け、割引くことで輸出者には代金が支払われ、輸入者は期日までの支払い猶予を受けるもの。
- 例えば、輸入者としてはUsanceにしたいが、輸出者がAt sight決済を求めている場合。

● シッパーズユーザンス

- Shipper（輸出者）が輸入者に信用供与し、期日までの支払猶予を受けるもの
- 輸出者から見て、輸入者への信頼度が高い場合に行われる

- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

■ 決済手段比較表（輸出）

	代金回収リスク	コスト	事務手間
前受送金	無	低	低
L/C	低	高	高
D/P、D/A	中	中	中
後受送金	高	低	低

■ 決済手段比較表（輸入）

	貨物の受取リスク	コスト	事務手間
後払送金	無	低	低
L/C	低	高	高
D/P、D/A	中	中	中
前払送金	高	低	低

※ 契約と異なる商品でも、書類がL/C条件に合致していれば代金支払の義務が発生。

- 様々な判断材料がある中で、輸出者・輸入者双方にとってベストな決済方法を選択することが重要。

①信用度に応じた判断



②時間軸・コスト感覚

- ✓ 取引の頻度・形態
- ✓ 決済完了までのスケジュール
- ✓ 決済手段毎のコスト

- 但し、L/C取引だからといって必ず資金回収できるという考えは誤りであり、発行銀行のクレジットリスクやカントリーリスクは保全されていないため、都度適切なリスクヘッジ策の検討が必要。

- **貿易決済とは**
- **送金決済**
- **L/C無し手形決済 (D/P, D/A)**
- **L/C決済**
- **貿易取引に潜む主なリスク**
- **貿易金融**
- **決済手段の比較・選択基準**
- **復習問題**

1. 荷為替手形決済において、輸入者側銀行の支払保証が付いている取引を（_____）と言う。
2. 信用状無し取引において、支払人が手形の支払を行うと同時に船積書類を引き渡す条件の手形を（_____）と言う。
3. 信用状無し取引において、支払人が、期限付き手形を引受けると同時に船積書類を引き渡す条件の手形を（_____）と言う。
4. 電信送金（T/T）では、P/O(支払指図書)をSWIFT(銀行間ネットワーク)で（_____）する。
5. 輸入者側からの決済を待たずして、輸出者が輸出者側銀行（買取銀行）より代わり金の支払いを受ける事ができる方法を（_____）と言う。
6. 発行銀行の支払確約に加えて、国際的に信用度の高い銀行に支払い確約を受けている信用状を（_____）と言う。

1. 荷為替手形決済において、輸入者側銀行の支払保証が付いている取引を（**信用状付き取引、L/C取引**）と言う。
2. 信用状無し取引において、支払人が手形の支払を行うと同時に船積書類を引き渡す条件の手形を（**D/P手形**）と言う。
3. 信用状無し取引において、支払人が、期限付き手形を引受けると同時に船積書類を引き渡す条件の手形を（**D/A手形**）と言う。
4. 電信送金（T/T）では、P/O(支払指図書)をSWIFT(銀行間ネットワーク)で（**発電**）する。
5. 輸入者側からの決済を待たずして、輸出者が輸出者側銀行（買取銀行）より代わり金の支払いを受ける事ができる方法を（**買取**）と言う。
6. 発行銀行の支払確約に加えて、国際的に信用度の高い銀行に支払い確約を受けている信用状を（**Confirmed L/C**）と言う。

1. L/C取引において、L/C条件を変更することを（_____）と言う。
2. L/C取引において、輸出者が買取銀行に持ち込んだ書類にディスクレがある場合、その銀行からL/C発行銀行に宛てて、買取の可否を照会する方法を（_____）と言う。
3. 手形の支払人が手形を一覧したとき に手形代金を支払うことを（_____）決済と言う。
4. 手形の支払人が手形を一覧してから、あるいはある確定日付から、一定期間その支払が猶予される手形決済のことを（_____）決済と言う。
5. 荷為替手形(L/C, D/A)を買戻請求権無し(Without Recourse)で銀行に割引譲渡することで、資金回収リスクを回避する方法を（_____）と言う。
6. 本邦銀行が代金支払を肩代わりしてくれて、支払猶予効果が得られるものを（_____）と言う。

1. L/C取引において、L/C条件を変更することを (**Amendment**) と言う。
2. L/C取引において、輸出者が買取銀行に持ち込んだ書類にディスクレがある場合、その銀行からL/C発行銀行に宛てて、買取の可否を照会する方法を (**Cable Nego**) と言う。
3. 手形の支払人が手形を一覧したとき に手形代金を支払うことを (**一覧払、
AT SIGHT手形**) 決済と言う。
4. 手形の支払人が手形を一覧してから、あるいはある確定日付から、一定期間その支払が猶予される手形決済のことを (**期限付、ユーザンス手形**) 決済と言う。
5. 荷為替手形(L/C, D/A)を買戻請求権無し(Without Recourse)で銀行に割引譲渡することで、資金回収リスクを回避する方法を (**フォーフェイティング、Forfaiting**) と言う。
6. 本邦銀行が代金支払を肩代わりしてくれて、支払猶予効果が得られるものを (**本邦ローン**) と言う。